

# I 職業紹介事業

平成27年度の建設投資は、48兆4,600億円(国土交通省)で前年度比5.5%減となる見通しである。特に公共投資は、前年度比14.2%の減少と大きく落ち込んでいる。

関西では、設備投資計画をみると、製造業は大企業を中心に前年度に比べ増加しているものの、年明け後は不透明感の強まりから、案件の先送りの動きが一部でみられている。一方、非製造業においても、大型不動産投資が一巡したことにより、平成26年度より下回る見通しである。

あいりん地域においては、求人事業所から「公共工事は関東中心に出ており、仕事が減少している」という声に代表されるように、平成26年度に比べ求人数は減少している。

平成27年度は、あいりん地域で求職活動をおこなっている労働者の支援に向けて、地域の支援団体(以下、「支援団体」という)との連携を強化した。支援団体には、求職者情報の収集及び求人状況の提供に努め、依頼を受けた求職者に就労支援・斡旋をおこなった。

また、適格者紹介の向上のために、求職相談の強化に努め、利用者カードを活用することで、求職者の能力や資格のデータの把握をおこなった。このデータに基づいて、「求職者の顔がみえる」求人開拓を図り、高年齢者も含めた求職者のニーズにマッチングした紹介をおこなえた。

寄場においては、適正な求人活動を促進させ、求人情報の掲示場所「求人の森」を設置し「寄場活用による求職機会の拡大」を図った。

## 1 職業紹介

### (1) 相対紹介による現金求人(現金払いの日々雇用)

早朝時の就労あっせんは、求人者と求職者が労働条件を明示している「現金求人プラカード」に基づき、直接、雇用関係を成立させる「相対紹介」方式を採っている。

センターでは、毎日早朝時に、職員が事業所から求人数の聞き取り、確認をおこなっている。

平成27年度の日雇紹介は、35,875件、248,953人で、平成26年度比12.5%の減少となった。

なお、明示された労働条件と異なる条件での就労を求められたとき等の苦情については、相談窓口で対応している。(7ページ参照) [第1表-1~7、図表①~⑤]

### (2) 相対紹介による契約求人(30日以内の雇用)

寄場において、30日以内の期間を定めて、雇用関係を成立させる求人については「契約求人プラカード」に基づき紹介をおこなっている。

平成27年度においては、相対紹介による契約求人の紹介は1,429件、10,053人、延べ140,199人で、延人数では、平成26年度比13.6%の減少となった。

平成27年度は、点在していた求人を、寄場に一括して掲示できる「求人の森」を設置することで、求職者に広く求人条件の明示がおこなえた。これにより、労働者が「求人の森」を利用して、相対契約の成立がおこなわれた事例が多く生まれている。さらに、センター窓口においても、「求人の森」に掲示している求人について、労働者からの問い合わせや事業所へ紹介が増えつつあり、就労機会拡大の効果があらわれている。

契約求人についても、労働条件等の苦情について、相談窓口で対応した。(7ページ参照) [第2表-1、第2表-1-①、図表⑤・⑥]

### (3) 窓口での紹介による契約求人(30日以内の雇用)

事務所窓口で求人票を掲示する「窓口紹介」では、30日以内の期間を定めて雇用する契約求人の紹介をおこなっている。

平成27年度は、窓口紹介の落ち込みは相対紹介と比べ大きくなっている。要因としては、相対紹介と窓口紹介を併用する求人事業所が、労働者から「求人の森」等を利用し、直接事業所に求職の連絡を受けることで、窓口求人に至らずも求人が充足したために募集を減らしていることが挙げられる。

また、窓口紹介のみを利用している事業所においては、窓口紹介者が雇用期間を満期しても継続して就労する傾向が強くなり、新たな求人依頼に至らなかったことも影響している。

平成27年度の窓口紹介による契約求人は611件、1,829人、延べ36,143人で、延べ数では、平成26年度比39.2%の減少となった。

[第2表-1、第2表-1-②、図表⑤・⑥]

### (4) 窓口での紹介による現金求人(現金払いの日々雇用)

センターでは、寄場に直接出向くことのできない中小の事業所にむけて、窓口においての現金求人の申込みをおこなってもらえるように努めている。

ただ、現金紹介の場合、就労日に労働者が現場に行かないと、当日の作業の段取りが狂い、多大な迷惑を事業所にかける。このため、この点について絶えず労働者へ啓発をおこないつつ、労働者の就労実績を把握し、事業所のニーズに応じた紹介をおこなった。

また、労働者からの現金求人への要望も強く、事業所訪問・求人開拓を通じて、新たに利用する事業所を広げ、労働者の要望に応えるように努めた。

平成27年度の窓口紹介による現金求人は627人で、紹介は453人となった。

[第2表-2]

### (5) 一般求人・紹介(30日を超える長期の雇用)

「窓口紹介」では、雇用の定着・安定を図るため、平成22年度から一般雇用保険に加入している事業所からの一般求人を掲示し、常用を含め安定的雇用の紹介に努めている。

特に、あいりん地域で求職活動をおこなっている若年者や社会的困窮者の就労の安定に向けて、地域の教育機関や若年者支援組織へセンターの求人情報の提供をおこなった。

平成27年度の一般求人は、前年度より12.8%減少し、1,086人となった。

減少した要因としては、運輸業の求人が減少したことが大きい。日雇から常用に結びつけるには就業時間や通勤手段等の壁が高く、運輸業の求人依頼に応えられなかったことが、求人数全体の減少に繋がる結果となった。

このことを受けて、日雇労働者がよりスムーズに安定雇用に結びつくために、技能講習受講者が希望する就職先や求職者のニーズに沿った求人に焦点をあて、求人開拓をおこなった。この結果、警備業や清掃業といった常用就職に結びつきやすい業種を中心に、27名の紹介をおこなえた。

[第3表]

### (6) 高年齢者職業紹介

55歳以上の高年齢者に対しては、窓口紹介と高齢者特別清掃事業(以下「特掃(とくそう)」という。)による登録制での輪番紹介をおこなっている。

窓口紹介においては、高年齢労働者から、事前に個々のニーズや資質の聞き取りをおこない、短時間就労等の多様な求人に適格者を紹介した。

## ① 高年齢者窓口紹介

地域を基点として就労している高年齢労働者にとって、就労機会の確保が重要となっている。

平成27年度の55歳以上を対象とした高年齢者の紹介状況は、高齢者限定求人が、紹介数501人、延べ6,600人（労働者が再度、窓口紹介を介さず、引き続き継続雇用される直行労働者数を含む。）であった。

高年齢者も可能とするよう誘導した求人の紹介数が184人、延べ3,981人となり、合計で紹介数685人、延べ10,581人の状況となった。

事業主に対しては高年齢者の雇用を促進するため、276社へ雇用勸奨の文書依頼を送付した。また、高年齢労働者への短時間就労や常用就職を支援するため、センター窓口において情報提供の掲示を3回おこなった。

高年齢者の一般求人の紹介に関しては、求職者の要望等をより綿密に聞き取ることで、19人の紹介をおこなった。今後より一層、労働者の生活形態、体力等にあった幅広い業態の求人開拓が求められている。 [第5表、図表⑦]

## ② 「高齢者特別清掃事業（特掃）」等の輪番紹介

特掃は、あいりん地域で生活困難な高年齢労働者のための特別就労対策事業である。

輪番紹介は、毎日、就労場所（センター内清掃、地域外清掃、道路清掃、市有地）別におこなっている。

特掃登録者の内、現金就労等ができなくなると特掃の収入だけでは生活維持が難しくなり、生活保護へ移行していく。ただ、前年度から求人が減少していることで、現役で就労していた労働者が、年齢による就労機会の減少から特掃登録をおこなうことが増加しており、登録数の減少幅が小さくなっている。

### ※高齢者特別清掃事業（特掃）

平成27年度は、延べ60,043人の求人があり、平成26年度とほぼ同数の紹介をおこなった。

輪番の回数は、76回を数えて一カ月に一人6回以上の就労となった。

[第6表-1、第7表、図表⑦・⑧]

### ※あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センターガードマン）等

「萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社」からの求人による早朝での地域周辺の清掃「あいりん地域環境整備事業」を加え、延べ8,889人の求人があり、一人当たり年4回程度（1回3日間の連続就労）の輪番紹介をおこなった。 [第6表-2、図表⑦・⑧]

## （7）「求職者」の開拓、「求人情報」等の提供

労働者等への求人情報の提供については、ホームページやモニターを活用し、現金・契約の雇用条件等の一覧を作成し提供をおこなった。

さらに、毎年3回（7月、10月、2月）、職種ごとに賃金の調査をまとめ、必要な情報提供をおこない、事業所が求人する際の参考として活用された。

あいりん地域で求職活動をおこなっている労働者に対しては、支援団体と連携を図り情報収集をおこなった。また、センターで作成した窓口求人一覧表の掲示を支援団体に依頼するなど、より広範囲に情報を提供した。

その繋がりから、支援団体や保護司会からの求人の問い合わせがあり、実際に求職相談に至ったケースが増加し、紹介がおこなえている。

## 2 求職相談

### (1) 一般求職相談

新しく地域に来た人や、より安定した雇用を求める人に対して、労働福祉課と連携し、求職相談・総合支援をおこなった。

平成27年度の目標である「求職相談の強化」という点から、利用者カードの活用、求職の聞き取りのための相談記録の作成を積極的におこなった。

求職相談の来所者数（特掃登録者を除く）は、5,847人であった。

就労希望者には、綿密な面談をおこない、利用者カードや、相談記録の積極的な活用を図りつつ、マッチングをおこなった結果、就職率(紹介票交付数/求職受付数)は、72.2%となった。〔第4表〕

### (2) 高齢者求職相談

高齢労働者は、就労意欲があるものの加齢に伴う身体不調等から、本人の能力、希望に沿う求人を求めている。平成27年度は、警備、清掃、ビルメンテナンスなど、高齢者にも就労が可能と見込まれる分野への求人開拓をおこない、きめ細かい職業相談や就労支援をおこなった。

特掃登録者についても、短時間就労への個別的な支援をおこなった。また、結核要治療者への対応や、体力・健康面で就労が困難と認められる者に対しては、生活保護などの支援に関係機関との協力が必要なため、連携体制の強化を図った。〔第7表〕

## 3 施設1階寄場を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進

### (1) 事業所指導

#### ① 事業所登録指導

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の施行後、センターは、地域で求人募集をおこなう事業所へ労働条件等の明確化を求めてきた。併せて未登録の事業所には、センターの職業紹介事業について説明をおこない、求人申込をおこなうよう誘導している。

また、雇用期間の定めのない一般求人を希望する事業所には、労働保険料納付書兼領収書又はハローワークでの求人票等を確認した上で、事業所登録の要請をおこなっている。

平成27年度は、21件の新規登録がなされた。〔第8表-1~6〕

#### ② 事業所指導

登録事業所に対し、地域労働者を雇用するにあたって、法令の遵守、雇用条件の改善を働きかけた。

特に日雇雇用保険印紙購入通帳の更新や健康保険日雇特例、建設業退職金共済（建退共）への加入の促進を図った。その結果、健康保険日雇特例では10社が新たに加入をおこなった。

労働条件の違反などが判明した事業所には、問題解決に向けて対応を図り、適切な労働契約を締結するよう促した。また、訪問・電話・文書を通じて事業実態を把握し、労働者に確かな事業所情報が提供できるよう、登録内容の確認をおこなった。

〔第8表-1、第8表-2〕

#### ③ 事業所懇談会

平成27年度の懇談会は、平成27年10月27日に「建設業における社会保険未加入問題について」と題して国土交通省近畿地方整備局建政部の平田研一氏を講師に迎え、21社

が参加した。国土交通省における社会保険等の未加入対策の推進に関する取組状況を中心に意見の交換をおこなった。

#### ④ 登録事業所への調査

求人動向と宿舍の現状を把握するため、平成27年10月26日から11月12日までに、地域労働者を雇用している事業所216社を対象に電話・FAXなどで求人事業所調査を実施した。そのうち回答を得たのは208社であった。

「今後の仕事量」についての質問に対して、「上向き」と回答があった事業所が2009年度の9.3%を底に、2014年度の43.8%まで伸びてきたが、今回は一転して6年ぶりに35.1%と低下している。今後の景気の踊り場になるか、求人動向を注視していく必要がある。

宿舍については、事業所数の減少にともない宿舍数も減少傾向が続いているが、「契約」雇用に対する需要は高く、現状を推移していくと見られる。

また聞き取りの中で、事業所から、求人や賃金動向、雇用保険や社会保険等の社会保障制度についての疑問や要望等が多く出され、その対応をおこなった。〔第8表-7〕

#### ⑤ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度への加入状況の把握と促進

毎年3月末から4月において、円滑な求人受理を図るため、過去2年間に求人実績のある事業所273社に、日雇雇用保険等に関する確認をおこなった。

その結果、73社から返信があり、「更新済み」64社、「更新予定」9社であった。

「すでに返納している」事業所に対しては、事業廃止の確認をし、登録の抹消をおこなった。また「更新予定」の事業所が、求人募集をおこなう時には、印紙購入通帳の写しの提出を求めることで更新の確認をおこなっている。

これらに加え、建退共や健康保険の加入促進を図り、制度が定着するよう努めた。

## (2) 就労正常化の促進

### ① 就労正常化促進特別指導

毎日の早朝時に、寄場及びその周辺において「労働条件の明示」や「適正な労働契約の締結」などを図るため、就労あっせんの正常化を促進する取組をおこなっている。

これに加え、月に1回ないし2回、早朝5時からの「就労正常化促進特別指導日」を設け、通常の業務でおこなえていない就労経路および労働条件の明確化を図った。

あわせて寄場内で求人募集をおこなう際、文書掲示や直接事業所との面談を通じて円滑に求人募集ができるように指導をおこなった。〔第8表-1〕

### ② 寄場及びその周辺における適正な求人を促すための指導

寄場及びその周辺において、早朝の時間帯を除いた時間に適正な求人活動を促すため週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、指導をおこなった。適正な求人申込及びプラカードの掲示及び期限切れプラカードの回収などの指導をおこなった。また、未登録で求人している事業所が判明した場合、直ちに登録指導をおこなった。

寄場において、新たに掲示場所「求人の森」を設置し、毎月100枚程度のプラカードを掲示し、事業所の要望に応えることができた。〔第8表-1〕

## 4 就労機会の確保のための求人開拓事業

「日雇労働者の安定就労の促進」を図るため、多様な業種の事業所を確保することに努めた。

とりわけ、技能資格取得者、建設業以外の産業への職種転換希望者、建設業未経験者の受け入れ先の求人開拓をおこなった。

平成27年度は、総合相談での就労支援や求職者相談に対する、「日雇」から「常用（期間の定めのない雇用）就職」への準備就労である「アプローチ就労」への協力事業所の一層の充実を図り、36社の協力事業所の確保を得ることができた。〔第8表-1～2〕

### （1）新規開拓

従来からの就労先の確保に加え、新たに地域に職を求める労働者や総合支援を必要とする労働者の就労機会を確保するため、様々な職種や雇用形態の求人が求められている。

平成27年度は、ハローワーク及び求人情報誌から選定した清掃業・警備業276社、運輸業・倉庫業228社に求人勧奨パンフレットを送付した。そのうち、清掃業3社、警備業5社、運輸業3社から求人を確保した。〔第8表-2〕

### （2）雇用勧奨

#### ① 雇用勧奨

事業所登録をしているが近年求人実績の無い事業所や、地域から日雇労働者を雇用している事業所に対しセンター登録を促し、訪問や文書などにより地域労働者の雇用勧奨をおこなった。

また、常用求人を受理した事業所や新規求人開拓で登録をおこなった事業所に対して、就労状況や文書や電話等により継続して雇用勧奨をおこなった。〔第8表-2〕

#### ② 高年齢者雇用勧奨

高年齢労働者向けの雇用を確保するため、登録事業所に加え、清掃業・警備業等の高齢者向きの求人広告を出している事業所に雇用勧奨をおこなった。〔第7表〕

## 5 就労機会の乏しい高年齢労働者に対する施設清掃等の仕事の提供

あいりん労働福祉センターの環境美化と、就労機会の減少している地域高年齢日雇労働者の就労機会の確保を図るため、特別清掃事業を実施した。〔第6表-1〕

## Ⅱ 労働福祉事業

建設業を中心に技能労働者に対するニーズは、高まる傾向にあるが、地域労働者のおかれている雇用環境は依然として厳しく、ホームレス化など生活基盤の脆弱化を防ぐため、「個別的・継続的・包括的」支援を実施する必要がある。

そのため、就労に関する多様な支援、労働者援護、技能講習など多面的な事業の取り組みによって就労支援の充実を図った。

とりわけ、平成27年度は、財団のもつ職業紹介・求人開拓機能と適切に連携し、労働者及び事業所に積極的に働きかけをおこなうことにより、効果的な事業展開をめざした。

### 1 賃金等労働条件に関する相談

平成27年度の労働相談件数は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動、大規模開発案件の一服感などによる工事量の減少傾向の影響を受け、平成26年度に比べ減少した。

賃金額や宿舍費、契約日数、作業内容等が「当初の約束と違った」「労働条件が明確でなかった」といった労働条件の不明確さや労働契約の不履行に起因する相談や、「体力がもたなかった」「仕事が少なく休みが多かった」「寄宿舍内の人間関係が悪かった」などの相談が寄せられた。

これらの問題や相談の解決のために、労働者自身が自分の問題として自覚を持って交渉することを前提として、事業所に連絡を取り、解決に向けた援助をおこなった。

相談記録の書き方について統一を図り、大阪労働局の見解をもとに学習・討議を重ね、違法性のある控除や労働契約への対応力を高めることに努め、相談の円滑化をすすめた。

また、悪質な労働条件違反や解決が困難なケースについては、労働基準監督署への申告を援助した。

さらに、問題の発生を未然に防ぐため、事業所に対して啓発用ツールを作成し、事業所訪問などを通じて協力依頼をおこなうとともに、労働者に向けて適切な啓発をおこなった。

[第9表-1]

### 2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じるとともに、労働災害に関する手続きの援助をおこなった。

労災認定がおこなわれても、休業補償費が支払われるまでには1ヵ月以上を要するため、休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償費の立替貸付をおこなった。

#### (1) 労災相談

現場の安全対策の不備と労働者の知識・経験不足とがあいまって、重大事故・重症化に結びつく傾向が顕著であった。

受傷後すぐに現場責任者に報告しなかった、受傷後すぐに病院を受診しなかったなどの理由により、労災手続きがスムーズにすすまず、労働基準監督署への申告を援助せざるを得ない案件や、労災についての基本的知識に乏しいため、労災手続を継続的に支援する必要がある案件が多かった。

こうした状況に対応するため、ケース検討の場を設け、職員間の情報共有と対応の統一を図った。

また、若年者が多い技能講習受講者をターゲットにして、「知っておこう労災保険」のリーフ

レットを配布し、注意喚起をおこなった。

さらに、労働者向けにポスターなどを作成して啓発をおこない、事業所へは安全指導の徹底を図る際の参考資料として周知ビラなどを作成し配布した。〔第10表〕

## (2) 事業主証明の請求並びに代理請求に係る連絡調整事務

「事業所が労災と認めない」など、休業補償請求が受理されるまでに要する調整事務が多く、対応が困難なケースの占める割合が高かった。〔第10表〕

## (3) 労災休業補償給付の立替貸付

新規立替貸付者に対し、労災休業期間中の生活の安定を図り、治療に専念してもらうため、日々貸付で8,287,000円(貸付延日数1,732日分)と一括貸付で538,042円の合計8,825,042円の立替貸付をおこなった。

立替金の差額精算3,879,803円と合わせ、取扱い合計は408件、12,704,845円であった。

平成26年度と比べ、貸付実人数は3名減の14名で、取扱い金額は5,103,211円、28.7%の減であった。〔第10表、第11表〕

## (4) 労災立替貸付債権の保全(貸付金の管理、回収)

傷病・通院確認、労働基準監督署との連携をおこない、8,908,842円の立替債権の回収をおこなった。〔第11表〕

## (5) 労災休業者の就労自立への支援

労災治癒後、スムーズに安定した就労生活に復帰できるよう、労災休業補償費の立替貸付期間を活用して、生活上の問題点を聴き取って整理をおこなった。

住民票の回復、銀行口座の開設、債務問題の助言・誘導、年金受給資格の確認、健康保険加入、建退共加入、居住の安定化など、多面的支援をおこなった。

# 3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の支障で就労の機会を逸した、一時的に生活に困窮している、安定的な就労を求めるなどの労働者に対して、ワンストップで対応するため、課・係を超えた総合支援に力を注いだ。

## (1) 医療相談

### ① 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼をおこなった。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・オロナインを配付した。〔第12表〕

### ② 健康管理の推進

血圧の高い労働者が多いため、健康管理の啓発をおこない、特に就労開始前には、自主的な血圧測定を薦めた。〔第12表〕



## (2) 生活身上相談

### ① 総合受付による支援

「総合受付」において、相談者の基本的な情報やニーズを記録化し、個人台帳を作成した上で「利用者カード」を発行し、相談の円滑化を図った。

支援に際しては、ワンストップで対応することとし、課・係を超えた連携をおこなった。相談者の中で、若年層では関西の建設業界の停滞の中、景気の回復が見込まれる製造業や日雇派遣などへ就職先をシフトしている傾向が伺え、新規支援の件数は昨年と同水準となった。

また、あいりん地域周辺等の社会資源を活用し、支援機関等との連携をすすめた。とくに、生活困窮者自立支援法の実施に伴い、「はぎさぼーと」との連絡・調整を密にした。

さらに、簡易宿泊所及び地域の関係機関の協力を得て、総合支援の対象となる労働者をより広く把握できるように努めた。 [第9表-1、第9表-2]

### 【新規相談者の特徴と支援内容】

#### ア. 特徴

- ・平成27年度の総合相談者は68名（前年度69名）の新規相談があった。「40歳代以下」が20名（29.4%）、平均年齢は48.8歳（前年度46歳）であった。
- ・野宿やシェルターなど来所時は居所のない相談者が25名（36.8%）であった。
- ・主訴の内訳は、「求職」が58名（85.3%）「技能講習受講」が5名（7.4%）「生活相談・生活保護相談」が2名（2.9%）「医療相談」「戸籍・住民票」「労災相談」が各1名ずつであった。

ほとんどの主訴は求職相談であり、「所持金が無く、日払いでもらえる仕事があると聞いて来た」や、何らかの事情により「居所に住めなくなり、あいりん地域に来た」という相談者もあった。

### 【主訴の内訳】

求 職	技能講習	生活・生保相談	戸籍・住民票	医療相談	労災相談
58	5	2	1	1	1
85.3%	7.4%	2.9%	1.5%	1.5%	1.5%

#### イ. 支援内容

実施した支援は、紹介課とも連携し「求職相談」が53名（77.9%）と多かった。

仕事の紹介までつなげることができた内訳は、建設業への紹介が16名（23.5%）、清掃業への紹介が9名（13.2%）、警備業への紹介は7名（10.3%）であった。

履歴書が必要な一般求人に関しては、カウンセリングに誘導し、書き方等の支援をおこなった。

技能講習係からの誘導で「清掃体験講習」を受講した労働者が、一般求人の清掃業に就労することができた。

また、「はぎさぼーと」からの依頼で来た労働者2名が、紹介課との連携により警備会社に就職した。

求職相談	建設業紹介	清掃業紹介	警備業紹介	カウンセリング	履歴書支援
53	16	9	7	13	1
77.9%	23.5%	13.2%	10.3%	19.1%	1.5%
受講相談	技能講習受講	短泊紹介	行政機関へ	支援団体へ	物品支給
11	8	11	5	3	12
16.2%	11.8%	16.2%	7.4%	4.4%	17.6%
修了証再発行	小口貸付	戸籍関係	(複数回答)		
1	10	1			
1.5%	14.7%	1.5%			

## ② その他の生活身上相談

国が実施する社会保険の未加入問題に対する、建設業界への指導の推移やマイナンバー制度の進捗状況に注視しながらすすめた。

### ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場の入場や日雇労働被保険者手帳の取得、銀行口座の開設などのために、住民登録等が必要な労働者の事務手続き援助をおこなった。〔第13表〕

### イ. 日雇労働被保険者手帳（雇用保険）の取得援助を含めた就労相談

日雇労働被保険者手帳（雇用保険）の取得援助を含め、高齢者特別清掃事業の登録相談・求職相談や就労先に関する事など、個々の状況に添った就労に関する相談をおこなった。〔第13表〕

### ウ. 健康保険の資格取得に伴う相談

日雇特例被保険者制度や国民健康保険の加入方法、介護保険を含めた費用負担など、資格取得に伴う相談をおこなった。〔第13表〕

### エ. 建設業退職金共済手帳の取得援助

事業所や現場を転々とする地域労働者は、手帳取得の機会すら得にくい。退職後の生活に資するものであることから、建設業退職金共済手帳の取得援助と制度の普及に努めた。

また、平成28年4月からの制度改正による受給資格の緩和について、啓発をおこなったところ、反響は大きく窓口での問い合わせが相次いだ。〔第13表〕

### オ. 免許証・修了証を紛失した労働者の再交付相談と手続き援助

住居が不安定で現場仕事の主であることから、免許証・修了証などの紛失・破損の機会も多く、手続き方法が分からないなどの相談があった。手続き援助を通じて、就労機会の維持・拡大を図った。〔第13表〕

### カ. 住居の安定を求める相談

住宅の入居資格に必要な所得証明など、必要書類の取得・作成が難しい状況があった。相談者が求める情報の提供や入居に到るまでの書類作成援助などをおこなった。〔第13表〕

### キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

〔第13表〕

### (3) 労働者援助

生活困窮状態にある者への宿泊援助など多様な労働者援助をおこなった。

#### ① 短期宿泊援助

その日の宿泊に困り、就労支援が必要な者に対して、(社福)大阪自彊館への宿泊提供の援助をおこなった。

また、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合の協力により、平成11年8月から簡易宿泊所へ無料宿泊紹介をおこなっている。 [第12表、第14表]

#### ② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや就労支援のため、交通費や食事代等で困っている労働者に必要最低限の援助をおこなった。 [第12表、第14表]

#### ③ 労働者疾病予防援助

住居がなく一時的に生活に困窮している労働者などの就労支援に、必要最低限の生活用品の援助をおこなった。 [第12表]

### (4) 常用就職支援資金貸付事業

日雇による日払いの就労に従事する労働者が、月払いの常用雇用の事業所に就労するにあたって、給料日までの当面の生活資金が不足して困窮することがないように、生活資金を貸し付け、常用雇用に安定的に移行できるよう、平成25年度に創設した制度である。

この間、事業に賛同する協力事業所の確保、常用雇用の準備段階としての「アプローチ就労」への協力事業所の確保は、着実に成果を上げた。

一方で、事業所の事務的な負担感は少なからずあり、常用雇用を希望する労働者が抱えている障壁は大変厳しいものがあつた。

平成27年度は、紹介課との連携をより一層密接にし、対象となる労働者を的確に選定できるよう努めたが、結果的に実績を上げるまでには至らなかった。

## Ⅲ 技能講習に関する事業

地域労働者は、現場経験が豊富で多様な技能を持ちながら、日雇であるために資格を取得する機会が少なく、不安定な就労や劣悪な労働条件によって、生活困難な状況に陥る者が多くいる。

このため、地域労働者の技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業をおこなってきた。

平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施している。

平成19年度からは、常用就職・職種転換につなげるための講習をおこない、安定的雇用をめざす支援に取り組んだ。

平成27年度は、関西圏の公共工事が例年より遅れ仕事量が少なかったため仕事を優先する労働者が多く、前半の受講者が少なかった。事業所には、訪問や郵送による宣伝をおこなうとともに、あらたに財団施設内の数箇所に掲示ブースを設けて、常時広報宣伝に力を入れた。

多くの労働者が、資格取得をとおして安定した生活をおくれるよう、事業所ニーズ及び労働者ニーズ等を把握して追加募集をおこなった。53科目647人の募集に対し、申込者は45科目776人、選考は44科目571人であった。受講者は43科目524人、修了者は514人であった。

### 1 建設技能のスキルアップ講習 — 「育つ」「ひろげる」講習の実施 —

建設業務関係技能講習は、解体工事に必要な車両系建設機械運転（解体用）や丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育（新規科目）の需要が高く、追加の講習を実施した。「近畿圏の新設の公共工事の減少傾向により、解体工事を中心に仕事が動いている。」と云った声が、事業所、労働者相方から多く寄せられている状況が反映した実施となった。また、7月から「労働安全衛生規則」の改正により実施された「足場の組立等特別教育」を追加で新規科目として募集をおこない、スキルアップ講習の充実を図った。〔第15表-1〕

#### (1) - 1 建設業務関係技能講習

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用）       | b 車両系建設機械運転（解体用）    |
| c 車両系建設機械運転（基礎工事用）      | d 締固め用建設機械          |
| e 不整地運搬車                | f ショベルローダー等         |
| g 解体特例講習2種              | h 玉掛け               |
| i ガス溶接                  | j 足場の組立て等作業主任者      |
| k 地山の掘削・土止支保工作業主任者      | l 型枠支保工の組立て作業主任者    |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者      | n 木造建築物の組立て等作業主任者   |
| o 有機溶剤作業主任者             | p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者  |
| q コンクリート解体等作業主任者        | r 石綿作業主任者           |
| s 職長・安全衛生責任者            | t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| u アーク溶接特別教育             | v 研削砥石特別教育          |
| w 振動工具安全衛生教育            | x 電気取扱（低電圧600V以下）   |
| y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育（新規） |                     |

#### (1) - 2 建設業務関係技能講習（下半期新規追加講習）

広報宣伝をおこなったが、周知期間が短く、講習の認知度が低かったため、修了者が3名となった。次年度は広報紙も活用し、資格の周知と受講の利便性を図り、財団施設内で実施する。

- a 足場の組立て特別教育

## (2) 運輸業、製造業関係等技能講習（建設業務にも有効）

今年度は、床上操作式クレーンの追加実施をおこない、スキルアップ講習の充実を図った。

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| a フォークリフト運転 ② | b 高所作業車 ②       |
| c 小型移動式クレーン ② | d クレーン（荷重5 t未満） |
| e 床上操作式クレーン   | (*②は2コース)       |

## 2 職種転換、常用就職をめざした講習 — 「変わる」講習の実施 —

[第15表-2]

### (1) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など雇用の機会が見込まれる。しかし、受講期間が長く受講への固い意志が求められるため、就職への意欲を強く有する者に対して実施している。平成27年度は、大型自動車運転免許で2名、大型特殊自動車運転免許で1名、けん引自動車運転免許で、1名の合計4名が修了し就職へと繋がった。運転免許関係は、就職内定者又はそれに準じる努力をおこなっている者に絞り込み、職業理解の度合いや円滑な人間関係が築けるかなど、きめ細やかなカウンセリングを実施した。そのため、受講者数は計画数より大幅に減少したが、修了者の安定的な雇用への移行率は、極めて高いものとなっている。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| a 大型自動車運転免許 ② | b 大型特殊自動車運転免許 |
| c けん引自動車運転免許  | d 大型二種自動車運転免許 |
- (\*②は2コース)

### (2) 介護業務関係職種転換講習

#### ① 介護業務体験講習

「介護業務に興味があり、実際の現場を知りたい」「受講する前に現場を体験し、適性があるか判断したい」などの声に応え、体験講習を実施している。平成27年度は、受講者に興味を持ってもらうためポスター等を作製し、PRに力を入れた。受講の相談は多く寄せられたが、講習日程の調整が付かず修了者は1名であった。

#### ② 介護職員初任者研修

平成27年度の介護業務体験講習修了者から受講の希望があり、介護業務に従事する事により安定就労につながる事など、受講への動機付けをおこなったが、体調を崩し受講には至らなかった。

#### ③ 全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修

介護職員初任者研修修了者を対象に募集をおこない、1名の受講者が修了した。介護職員初任者研修とガイドヘルパーの資格を持っていると就職の幅が広がり、「資格が大変役にたった」との声が寄せられた。

### (3) 造園・林業関係職種転換講習

#### ① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

造園・林業に不可欠な資格であり、公共工事や農業、ゴルフ場など、様々な現場においても幅広く活用されている。平成27年度は、関西圏の公共工事が例年より遅れ、上半期の受講相談が少なかった。そのため、追加募集をおこない広報に努め40人が資格を取得した。

## ② 造園・林業職種転換講習

第1回目は、2名の希望者があったが、受講最低人数に達しなかったため実施できなかった。第2回目は、実施に向けてさらにポスターやチラシを作成し、PRに力をいれたが、希望者は1名であったため実施に至らなかった。

平成28年度は、大阪府の森林環境税の創設に伴い、森林保全対策の求人が見込まれることが想定されるため、受講者を安定雇用結びつける支援をおこなう。

## (4) 機械の習熟を図る講習

### ① 建設機械等習熟コース

車両系(整地ほか用)受講希望者に対し、選考会時に講習の周知をおこない、資格取得後の技能の向上を図った。「操作を集中しておこなうことにより作業のコツを掴み操作に自信がついた。」といった声が寄せられた。

### ② フォークリフト等習熟コース

フォークリフト受講希望者に対し、選考会時に講習の周知をおこない、資格取得後の技能の向上を図った。「市場や倉庫で使用する機会の多いリーチ式のフォークリフトの操作技術を得ることが出来、就活に自信がついた。」といった声が寄せられた。

## (5) 清掃業務体験講習

平成27年度より、財団施設内で見学が可能な講習をおこなった。財団施設内で実施することにより、受講者の連帯や就労意欲を高め、見学者を受講へ結びつけた。その結果、申込者は19名であったが、仕事との調整がつかず、最終的には修了者は8名となった。また4名の受講者のうち2名がセンター登録事業所へ就職した。また2名が就労支援ナビゲーターを活用して、パート労働など安定就労へつながった。

## (6) パソコン講座

平成27年度は、初級コース2回、中級コースを1回実施した。初級コースは7名が修了し、初級コースの修了者のうち、3名が中級コースを修了した。受講修了者からは「講師の先生の説明がすごくわかりやすかった」「これで履歴書や職務経歴書の作成ができ、就職活動がやりやすくなった」との声が寄せられた。

## (7) 講習修了後の就職を確保した講習の展開

### ① 「建築の匠」パック講習(体験+本講習)

センター登録事業所のほか保護司や弁護士などが集まり若年者の就労支援をおこなう団体で「建築の匠」の講習の説明をおこなった。あわせて地域の関係団体に受講者の開拓をおこなったが、受講申込者はいなかった。窓口相談時に3名のリストアップをおこない、受講を誘導したが、申込に至らなかった。過去三年間実績がなかったため、平成28年度の計画はおこなわず、効果的な講習になるよう再考する。

### ② 運輸雇用パック講習(大型免許+フォークリフト)

平成27年度は、事業所へ働きかけを強め、事業の周知をおこなった。しかし、登録事業所で正社員として就労を希望する労働者がなく、講習実施に至らなかった。

### 3 キャリアカウンセリング等による講習・就労誘導

—「みつめる」機会の提供—

〔第16表〕

#### (1) 受講相談

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業、講習受講の必要性の判断、生活状況等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目をすすめた。

受講修了後のアンケートを通じて、資格が活かせていないと回答した者へのフォローや就職者が職場に定着できるよう、求人情報や他の資格取得に関する情報提供などのアフターフォローを実施した。

#### (2) キャリア・カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて、講習や就労意欲の向上につなげるため、平成19年度から専門のカウンセラーによる支援をおこなっている。

平成27年度より、カウンセリング資格を有するコーディネーターを配置し、技能講習受講希望者や就労相談者に対して、常時対応することが可能となり、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的就労に向けた支援をおこなった。安定就労に至った労働者から「カウンセリング時のアドバイスが面談時に活かされ、採用に至った。」「カウンセリングにより面談に挑む勇気を貰った。」という声も寄せられている。

また、安定的就労をめざす者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などについて、就職活動講習会を実施した。

#### (3) 就労ナビゲーターへの誘導

平成26年12月より、就労ナビ担当者が選考会に直接来所し、啓発をおこなうとともに、常用就職希望者に対して就職相談を実施している。

平成27年度は、ハローワークの求人票閲覧コーナーを設けて、興味のある受講者に対し当日に就職相談をおこない、受付時に選考会後に就職相談を受講するよう積極的に受講者に案内をおこなった。その結果、当初の計画数を大幅に上回る実績となり、1名が常用就職、2名が安定的雇用に結びついたらとナビゲーターから報告を受けた。

#### (4) 総合サポート体制を充実し、受講者の就労を支援

技能講習事業の提供にとどまらず、関係課と連携し、職業紹介や就労支援相談を合わせ持った総合的なサービスの提供をおこなった。

### 4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

#### (1) 受講終了時のアンケートの実施

受講終了直後に実施したアンケートでは、受講修了者514名に対し508名より回答を受け、そのうち90.7%の466名から「役立った」との回答があり、講習科目設定等が適切である判断材料となった。

#### (2) 就職・就業率の把握

就職・就業者数を講習科目ごとに整理して報告するとともに、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因を分析し、例年より求人減となり就

労を優先する労働者が多いことが判明した。その結果を平成28年度の企画提案書の受講科目の選定に反映させた。

平成27年度の受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に月13日以上就業した日が2月以上ある労働者の割合(就業率)は、514人の内252人で49%であった。

### (3) 事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

地域の平成26年度の求人は、建設業が88.9%を占めている。事業主の人材ニーズは、事業所訪問時に58社より聞き取りをおこなった。労働者のニーズは、新規受講労働者188人より聞き取り調査を上半期中に行い、平成28年度の講習科目に反映させた。 [図表 ⑨]

### (4) 独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自のアンケートを実施し、平成27年度は465名より回答があり、91.6%の426名より「資格が役に立っている」との回答を受け、「役に立っていない」と回答した受講者には、カウンセリングや就労支援ナビゲーターへの誘導をおこなった。



## IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当財団の役割、各事業の一層の推進を図るためには、創意工夫したタイムリーな情報発信が欠かせない。

平成27年度は、ホームページやモニター・掲示板等を活用し、労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRをおこない、広報事業の強化、財団の認知度アップに努めた。

### 1 労働安全啓発及び広報事業

近年、対応困難な労災相談の割合が高まり、法令違反を伴った賃金の不払い相談も生じた。そのため、「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発をおこなった。

あわせて、熱中症は命に関わるため、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発をすすめた。

また、東日本大震災復旧工事や除染作業の事例に対応した労働安全啓発に努めた。

さらに、地域の関係機関が主催する「よろず相談ウィーク」や「萩之茶屋文化祭」に参加し、財団の認知度アップに努めた。

### 2 センターだよりの発行

〔図表 ⑩〕

求人情報や労働関係の啓発・健康知識の普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・登録事業所及び簡易宿泊所、関係機関などに配布した。

平成27年度は、センターの取組に関する周知・啓発に重点を置いた記事や地域労働者の声を活かした紙面の編集に努めた。

あわせて、地域労働者に労働安全の啓発やセンターで実施している技能講習、総合受付窓口の周知のため、ポスター等を作成し、簡易宿泊所・関係機関などに配布した。

月1回 2,500部

### 3 労働者べんりちょうの発行

窓口での案内だけでなく、就労生活上での疑問やトラブル解決のための機関案内など、仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行した。

また、少しでも多くの労働者の手元に届くよう工夫を凝らし、事業所及び簡易宿泊所、関係機関などにも配布した。

年1回 6,000部

### 4 労働安全啓発相談

「センターだより」の記事を見聞きし、熱中症や除染作業、アスベストの健康被害などに関心を持ち、窓口や早朝詰所に来所した労働者に対して、労働安全についての啓発相談をおこなった。

### 5 労働力再生のための福利厚生事業

#### (1) 「たそがれコンサート」の開催

大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、平成27年9月4日（金）に萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において「たそがれコンサート」を開催した。

今回は、雨天順延となったが、翌日には開催することができ、労働者や地域の住民が懐かし  
しのメロディーなどの演奏で憩いの一時を過ごした。

「たそがれコンサート」は、昭和56年から実施し、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部  
の演奏は、平成2年からおこなわれている。

## (2)「将棋愛好者のつどい」の開催

平成27年10月20日(火)に、約100名の参加を得て、「将棋愛好者のつどい」を開  
催した。この「つどい」は昭和55年から開催しており、今回で35回目となった。

平成4年より日本将棋連盟の森信雄七段の指導を受けており、平成27年度も、労働者同  
士のトーナメント対局のほか、指導対局、センターだよりに掲載した次の一手の問題の答え、  
詰め将棋、お弟子さんとの対局などを企画した。

今回は、会場が一体となるよう一層の工夫を凝らし、例年にも増して活気あふれる催しと  
なった。

## V 日雇労働者就労援護施設の管理・運営

### 1 就労援護施設の管理による就労場所の提供及び付属機能の提供

当財団は、就労の不安定な方々が多数居住しているあいりん地域における労働者の就労の安定を図るとともに、福祉の増進に努め労働者の生活の向上に資することを目的とした事業を実施している。あいりん労働福祉センターは、日雇労働者の就労あっせん並びに労働者福祉の向上を目的に建設された施設であり、当財団の業務である就労あっせん等の就労支援機能のほか、日雇雇用保険・健康保険認定事務のための日雇労働者の待合施設としての機能を併せ持っており、施設の管理運営は、当財団が円滑に事業運営するためには極めて重要な業務である。

日雇労働者就労援護施設であるあいりん労働福祉センターの管理運営については、地域労働者の就労支援と福祉の向上を図るため、安全確保と円滑な管理運営に努めた。〔第17表、第18表〕

#### (1) 施設管理業務

施設内での喧嘩、暴言・威嚇行為、放置物品の対応及び一般車両の駐車排除勧告などの秩序維持・場内指導の実施や、あいりん労働福祉センターのシャッター開閉業務、受電設備等の維持管理、防火管理等の日常業務を適切におこない、日雇労働者就労援護施設の機能維持を図った。

とりわけ老朽化してきている建物の管理について、大阪府・国、その他の関係機関と協議をしながら更なる安全確保に努めた。

平成27年度は、7月に一部のシャッターのシャフトが折れ、2月末まで8カ月にわたり閉鎖状態にあった。同様の破損が想定されることから、全てのシャッターの点検をおこなった。結果、5か所のシャッターにおいて、補強工事が必要との診断を受け、早急な対応を協議している。また、建物の老朽化による落下物の危険を未然に回避するため実施した天井・外壁の打診調査の結果、必要と判断される修理に向け、協議をすすめている。

シャッター閉鎖時の妨害等	実績	48件
消火活動・焚火の始末	実績	9件

#### (2) 環境美化業務

あいりん労働福祉センターの衛生管理及び環境美化、施設的美観の維持・向上を図るため、感染症の発生及び拡散を防ぐための消毒やあいりん地域高齢日雇労働者による寄場清掃、放置自転車の整理、落書きの始末や破損した掲示物の貼り替えなどを実施した。

自転車の処理（撤去）	実績	90台
放置自転車の整理	実績1日平均	75台
落書きの始末	実績	58件

#### (3) 福利施設業者への指導

就労生活が不安定な日雇労働者が就労に従事するための必要な福利施設として、あいりん労働福祉センター内に売店・シャワー室が設置されており、それらの運営を委託している。このため、低廉で行き届いたサービスがされるよう委託業者の指導をおこない、施設利用労働者の福利厚生の上をを図った。

また、地域労働者を対象に年2回シャワー室の無料開放をおこない、希望する労働者に対してタオル・石けん・カミソリの給付をおこなった。

売店・シャワー室等の委託業者	3業者	3店舗
----------------	-----	-----

#### (4) 事故時の緊急対応

シャッター閉鎖時の妨害・暴行傷害行為への対応、放火・焚火の対応、設備等破損の修復、便所・下水の詰り等への迅速な対応措置をおこなった。

所・下水の詰り等への迅速な対応措置をおこなった。

平成27年度11月に6号階段付近で、放火と思われるボヤが相次ぎ、1月3日まで、同階段を閉鎖した。また、12月には、31号シャッター裏側において、放火があり、煙がセンター内に立ち込める事態があった。幸いにも、職員による早急な消火活動により、事なきを得たが、以降、1時間おきに実施していた施設内の巡回を30分おきに実施し、同様の事案の未然防止を図った。

### (5) 労働者救護等

あいりん労働福祉センター内において、負傷や体調不良を訴える労働者の救護や泥酔者の緊急保護に取り組むとともに、医療機関等と連携して適切な対応に努めている。また、施設に不慣れな労働者に対しては、窓口へ誘導するなど、施設利用の援助をおこなった。

救急車の要請	実績	39人
泥酔者の連れ出し	実績	4,405人

## 2 たばこ販売事業

施設利用労働者の福利厚生のため、売店運営を委託しており、受託業者が販売するたばこの仕入れ、卸しをおこなった。

## 3 福利施設貸付事業

小間割店舗事業者に対し、店舗を貸し付け、低廉で行き届いたサービスがされるよう指導をおこなう。

また、携帯電話等を持たない利用者のため、公衆電話を設置し、運営をおこなった。